

第1章 緑の基本計画について



第1節 計画策定の背景と目的

別府市は、豊富な温泉をはじめ、山や海の美しい自然に恵まれた日本有数の国際観光都市です。令和2年に策定した「第4次別府市総合計画」においても、「地域を磨き、別府の誇りを創生する」を将来像に掲げ、自然環境と共生しながら都市の魅力を高め、豊かで住みよい暮らしの実現を目指しています。

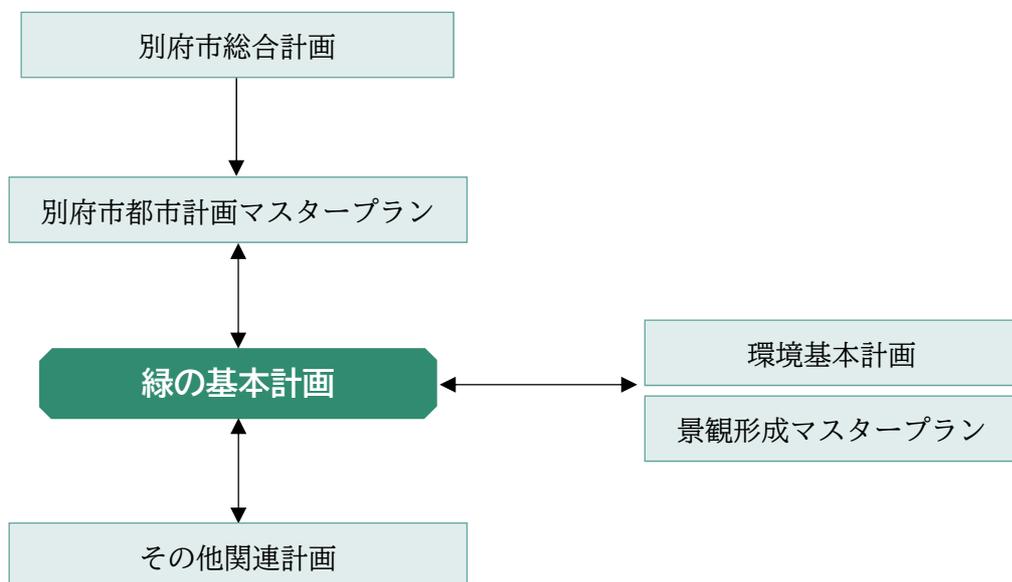
一方、都市を取り巻く社会経済状況は近年大きく変化し、自然災害の増加、人口減少や少子高齢化の加速など、緑を取り巻く社会情勢は一層の変化をしています。また、平成29年に改正された「都市緑地法」には、民間活力を最大限に活用しながら、緑地の保全・創出を図るため、上位計画と連携した戦略的な都市再構築の計画が重要と記されています。

このような背景のもと新たな時代に対応していくために「別府市緑の基本計画」を改定し、別府市の特性を活かした緑豊かなまちづくりを推進していきます。

第2節 別府市における緑の基本計画

1. 緑の基本計画とは

「緑の基本計画」とは、都市緑地法第4条に規定された「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」であり、緑地保全や緑化推進に関して、市町村が地域の実情や住民の意見を反映した将来像、目標、施策などを定めるものです。



■別府市緑の基本計画の位置づけ

本計画は、上位計画である「別府市総合計画」や「別府市都市計画マスタープラン」に適合し、「景観形成マスタープラン」や「環境基本計画」との整合を図り、緑に関するマスタープランとして位置づけます。

2. 緑の基本計画見直しの視点

本計画は、以下のような構成となっています。

見直しの視点	内 容
都市の農地を含めた緑地の総合計画	都市農地の位置付けを「宅地化すべきもの」から都市に「あるべきもの」へと大きく転換し、計画的に農地を保全するものとして位置づけます。
都市公園の整備及び管理の方針整理	人口減少に伴う税収の減少や少子高齢化に対応していくために、地域に応じた戦略的な都市公園のストック再編や公園管理の質を高めることで、都市の活性化等を推進します。
緑の量から質への転換	従来の整備、面積の拡大を重視する施策だけではなく、緑の使い方、活かし方を盛り込んだ計画とします。
官民連携の推進	都市の緑をより一層柔軟に使いこなすために、画一的な緑の整備・管理ではなく、民との効果的な連携のための仕組みを充実させ、都市の魅力向上に寄与する計画とします。

3. 計画の目標

本市が対象とする地域は、都市計画区域 8,587ha です。

また、計画の目標年次は、おおむね 20 年後の令和 25 年とします。ただし、社会情勢等も考慮し、適宜計画は見直します。

第2章 別府市の緑の現況と課題



第1節 別府市の特性と将来像

1. 別府市の特性

瀬戸内海に面している本市は、大分県の東海岸のほぼ中央に位置しています。「国際観光温泉文化都市」、「国際会議観光都市」に指定されており、観光都市として全国的に有名です。産業では第三次産業が多くを占めており、宿泊業や小売業でにぎわう街です。全国的にも有名な「別府温泉」は、別府八湯と呼ばれる8つの温泉エリアに分かれており、毎分約10万2千リットルも湧出しています。これは全国でもトップクラスの湧出量です。温泉は浴用以外にも、止血剤、製紙などに用いられる明礬（みょうばん）の生産や、地熱発電、医療など様々な産業に利用されています。特産品である別府竹細工は、温泉と共に別府市が誇る伝統的な美術工芸品です。また、市内には国道10号やJR日豊本線が通過し、大分市へのアクセスが良好です。そのため、大分市のベッドタウンとしても機能しています。その他、別府港も立地しており、陸海空の交通網が整備された都市として発展してきました。

第2節 緑の現況

1. 緑被地の現況

別府市の緑被地の現況を以下に示します。

行政区域内の緑被率は76.0%でした。内訳をみると、樹林地が全体の66.3%と最も多く、次いで農地4.3%でした。樹林地の多くが鶴見岳や大平山（扇山）であり、本市の緑を支える骨格となっています。

市街化区域内の緑被率をみると、緑被率はおよそ25.7%でした。内訳をみると、樹林地が最も面積が大きく全体の13.3%、次いで農地が4.2%、都市公園が3.3%、公共公益施設の植栽地が2.8%程度となりました。市街化区域においては樹林地のみならず、農地や都市公園、公共公益施設の植栽地といった緑被地が重要な緑の機能を果たしていることが分かりました。

表 緑被の現況量

区分	市街化区域		行政区域	
	面積 (ha)	構成比(%)	面積 (ha)	構成比(%)
樹林地	374.16	13.3	8,311.82	66.3
農地	117.19	4.2	538.99	4.3
社寺・境内地	14.68	0.5	17.49	0.1
水面・水辺	45.45	1.6	81.72	0.7
都市公園	93.86	3.3	94.03	0.8
公共公益施設の植栽地	79.94	2.8	479.56	3.8
緑被地 計	725.28	25.7	9,523.61	76.0
緑被地以外	2,092.72	74.3	3,010.39	24.0
緑被率	25.7 %		76.0 %	
全面積	2,818.00 ha		12,534.00 ha	

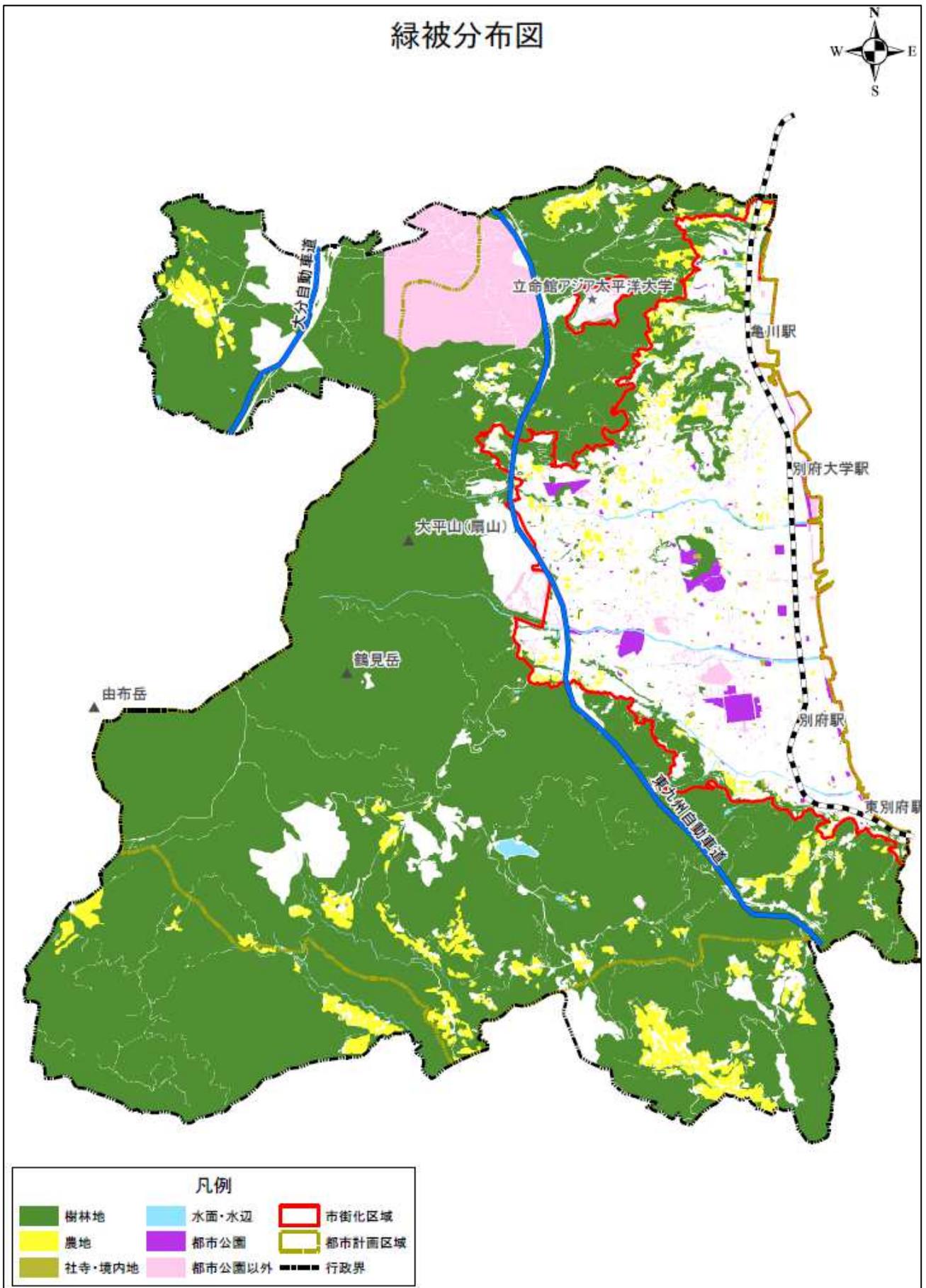


図 緑被分布図

2. 緑地の現況

行政区域内の緑地面積について下記に示します。

緑地現況量は10,487.94haでした。そのうち、地域制緑地が重複分を合わせると10,215.80haであり、全体の9割以上を占めていることが分かります。

区分別にみると地域制緑地が最も面積が大きく行政区域内では4,412haあり、そのうち最も面積が大きいのが山の手風致地区の1,514ha、次いで十文字原風致地区が1,457haでした。

表 緑地の現況量

区 分		市街化区域 (ha)	行政区域 (ha)	
施設 緑地	都市公園	93.86	94.03	
	公共施設緑地	78.88	478.24	
	民間施設緑地	15.74	18.81	
	施設緑地合計	188.48	591.08	
地域 制 緑地	法によるもの	特別緑地保全地区 緑地保全地域	0.00	0.00
		風致地区	838.50	4,412.00
		その他法によるもの	18.55	8,453.73
	条例によるもの	0.00	0.00	
	地域制緑地小計	857.05	12,865.73	
	地域制緑地間の重複	15.10	2,649.93	
	地域制緑地合計	841.95	10,215.80	
施設・地域制緑地間の重複		98.69	318.94	
緑地現況量総計		931.74	10,487.94	

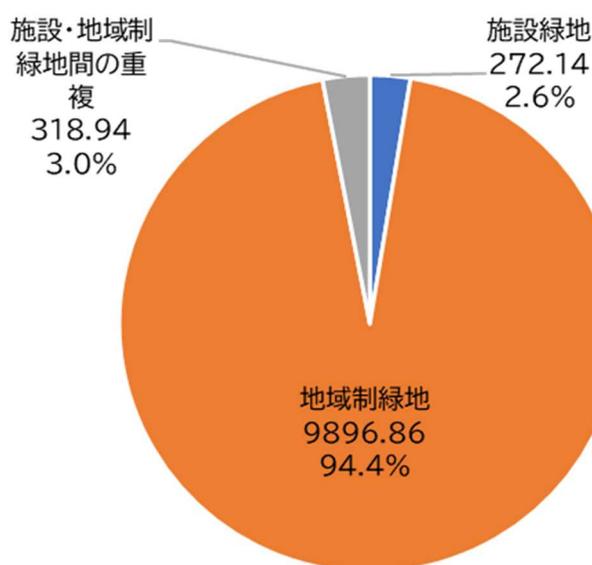


図 緑地の現況量

3. 都市公園の整備状況

本市の都市公園の現況について下記に示します。

令和4年度末時点での都市公園数は行政区域内で175ヶ所あります。公園種別ごとにみると、開発公園やチビッコ広場等のその他公園が最も多く140ヶ所ありました。基幹公園では街区公園が17カ所、次いで近隣公園が8カ所ありました。

本市の公園の多くが1,000㎡未満の小規模な公園であり、最も小さい公園は南立石生目第3幼児公園の87.64㎡でした。一方、最も大きな公園は総合公園の別府公園であり、面積は272,935.9㎡(27.29ha)もあります。これは全公園面積のおよそ30%程度を占める面積となります。

表 都市公園の整備状況

	市街化区域			都市計画区域			行政区域		
	公園整備量			公園整備量			公園整備量		
	ヶ所	面積(ha)	㎡/人	ヶ所	面積(ha)	㎡/人	ヶ所	面積(ha)	㎡/人
住区基幹公園									
街区公園	17	5.02	0.4	17	5.02	0.4	17	5.02	0.4
近隣公園	8	8.45	0.7	8	8.45	0.7	8	8.45	0.7
地区公園	1	6.38	0.6	1	6.38	0.6	1	6.38	0.6
都市基幹公園									
総合公園	2	38.07	3.3	2	38.07	3.3	2	38.07	3.3
運動公園	1	15.75	1.4	1	15.75	1.4	1	15.75	1.4
基幹公園計	29	73.67	6.5	29	73.67	6.4	29	73.67	6.4
他特殊公園	1	8.30	0.7	1	8.30	0.7	1	8.30	0.7
特殊公園計	1	8.30	0.7	1	8.30	0.7	1	8.30	0.7
緑道	2	2.31	0.2	2	2.31	0.2	2	2.31	0.2
その他	140	9.58	0.8	142	9.63	0.8	143	9.75	0.8
都市公園計	172	93.86	8.2	174	93.91	8.2	175	94.03	8.2

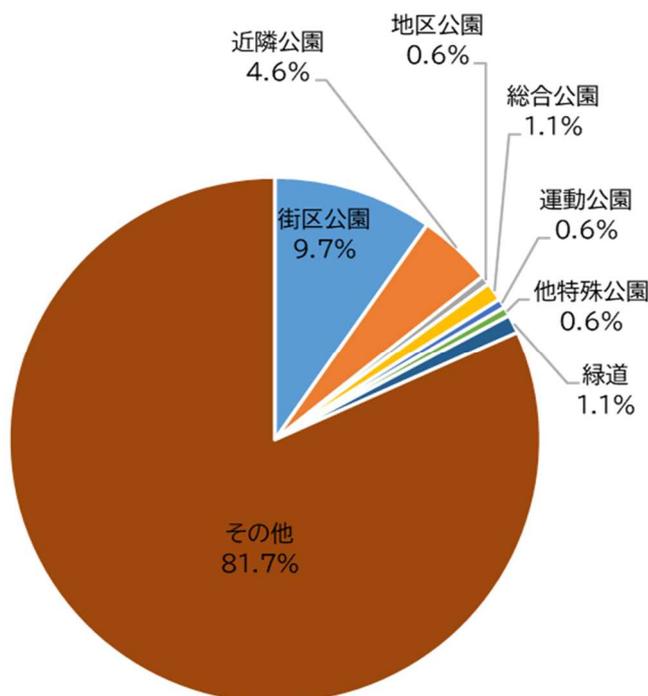


図 都市公園の整備状況

第3節 緑の課題

1. 骨格となる緑の保全

本市は鶴見岳や大平山（扇山）などの豊かな自然環境を有しており、緑の骨格となっている。保安林制度の適切な運用、山地災害の防止、森林病虫害や野生鳥獣害の被害対策など森林の保護等に関する取組を推進することで適切に緑を管理していくことが重要である。

また、森林資源を適正に管理するため利用間伐を計画的に実施していくことが必要である。

2. 自然災害を防止する緑の保全

本市は急傾斜の土地が多く、土砂災害の危険に対する対策が必要とされています。特に土砂災害警戒区域（イエローゾーン）や土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）においては建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、緑の持つ機能が重要な役割を持つため、開発抑制を図るための土地利用規制等が求められます。

3. 農地の保全

本市には緑豊かな農地がありますが、特に市内5カ所の棚田は「つなぐ棚田遺産」に選定されています。これらの農地は食料の生産地としてだけでなく、景観的にも歴史的にも価値の優れた農地であるため、適切に保全していくことが求められます。

また、担い手等の人材不足の解消のため、移住・定住の促進に向けた取組を行う必要があります。そのためには、空き家の活用や起業支援などを通じた移住・定住者用の住居や働き口の確保が必要です。

4. 緑の量から質への転換

人口減少・少子高齢化に伴い、税収が減少していくなかで効果的に緑を維持していくためには、量から質への転換が非常に重要となります。

特に公園においては人口減少により一人当たり公園面積は増加することが予想されることから、従来のような公園の量的な整備を拡大させるだけでなく、一つ一つの公園の価値を高めていくことが必要です。

5. 緑とオープンスペースの利活用

緑とオープンスペースの活用が多様化していく中で、よりポテンシャルを最大限発揮させるために、官民連携による公園ストックの利活用が必要です。また、地域の特性やニーズに対応した公園緑地整備、地域住民やボランティア団体との協働による公園緑地の管理、それらのサポートするための人材育成を行うことにより、より柔軟な緑とオープンスペースの利活用が必要です。

第3章 緑の将来像と配置方針



第1節 計画理念と緑の将来像

1. 緑の将来像

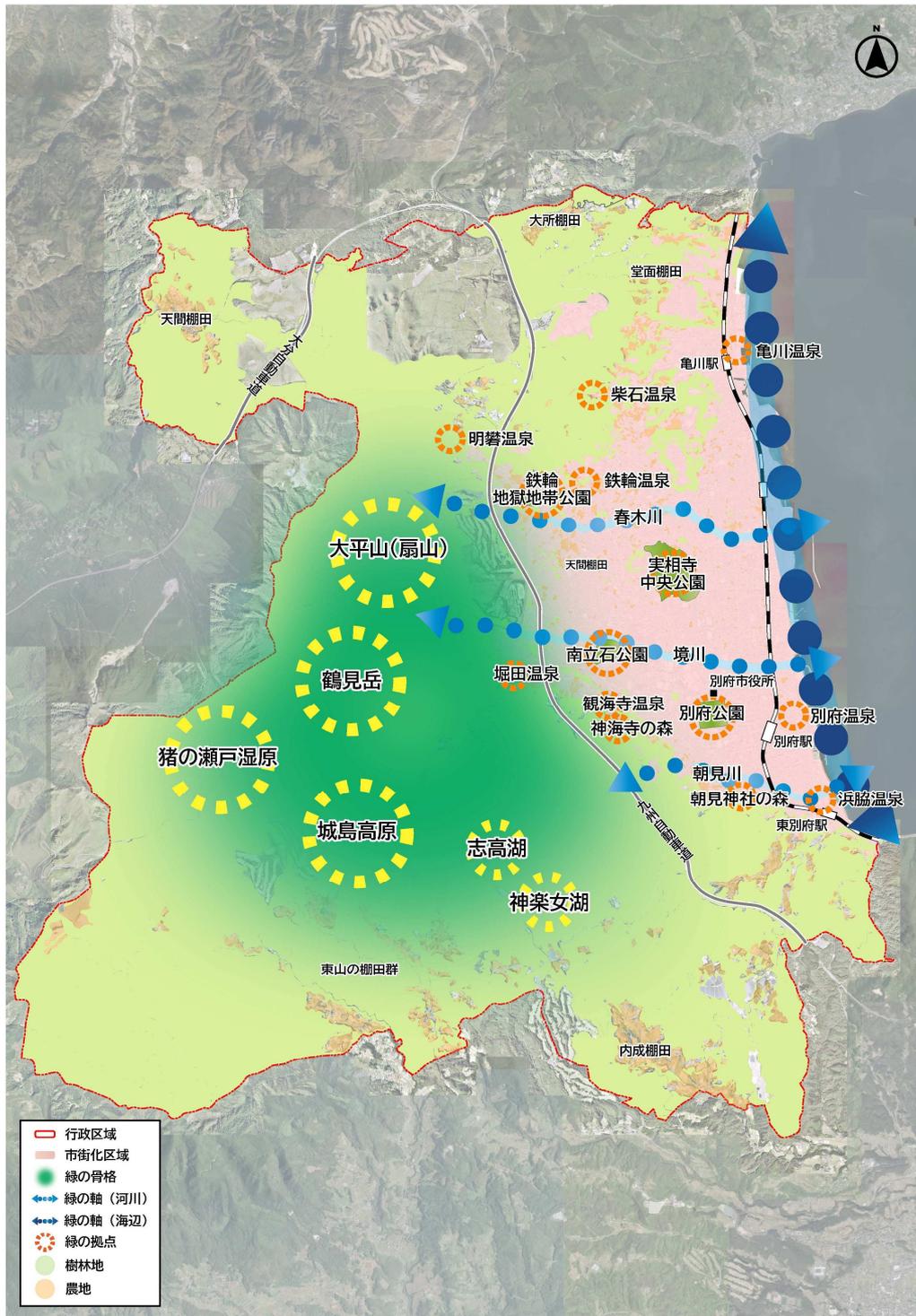


図 緑の将来像図

第2節 計画の目標

2. 計画の目標

本市の緑の基本計画における目標値は以下のように設定します。

表 緑地確保目標量（地区面積における緑地の割合）

地区	現況	目標値
	令和5年度（2023年）	令和25年度（2043年）
市街化区域	33.1%	現況値以上
都市計画区域	79.8%	現況値以上

表 緑地保全の対象となる緑地の目標

地区	現況	目標値
	令和5年度（2023年）	令和25年度（2043年）
風致地区	4,412ha	現況値以上

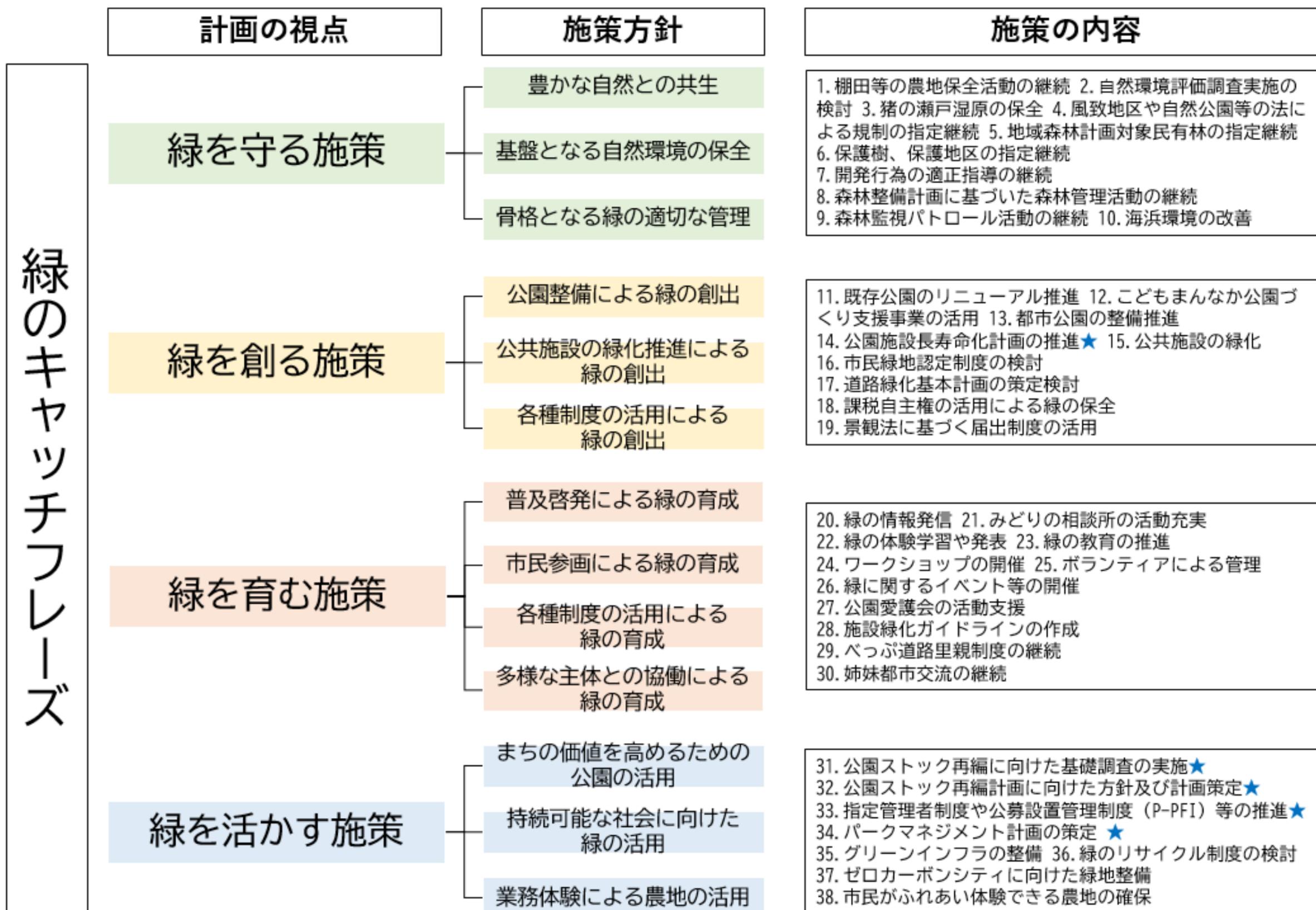
表 都市公園等の整備目標

	現況		中間値		目標値	
	令和5年度（2023年）		令和15年度（2033年）		令和25年度（2043年）	
	面積	一人当たり 公園面積	面積	一人当たり 公園面積	面積	一人当たり 公園面積
市街化区域	93.86ha	8.2 m ² /人	現況値以上	現況値以上	現況値以上	現況値以上
都市計画 区域	93.91ha	8.2 m ² /人	現況値以上	9.0 m ² /人	現況値以上	10.0 m ² /人



第4章 計画推進のための施策

第1節 施策の体系



緑のキャッチフレーズ

第5章 区域区分別の計画



区域区分の設定にあたっては、本市の都市構造を勘案し市街化区域と市街化区域以外で整理します。

第1節 市街化区域の計画

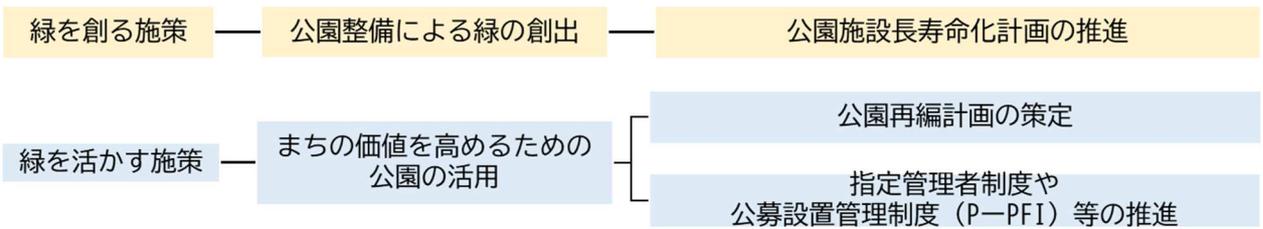
1. 緑の現況

市街化区域では都市公園や道路などの公共施設が主要な緑となっています。また、代表的温泉地の別府八湯や別府国際観光港などの緑も重要な拠点となっており、今後も観光地との連携やオープンスペースを活用した緑化が重要となります。

表 公園の現況量

公園種別	ヶ所	面積(ha)
街区公園	17	5.02
近隣公園	8	8.45
地区公園	1	6.38
総合公園	2	38.07
運動公園	1	15.75
他特殊公園	1	8.30
緑道	2	2.31
その他	143	9.75

2. 緑の主な施策



第2節 市街化区域以外の計画

1. 緑の現況

本市の骨格となる鶴見岳や大平山（扇山）などの豊かな自然環境に加え、景観性にも優れた棚田を複数有しています。

これらの優れた緑を適正に管理していくために、各種法規制による開発の制限や地域住民との協働管理が重要となります。

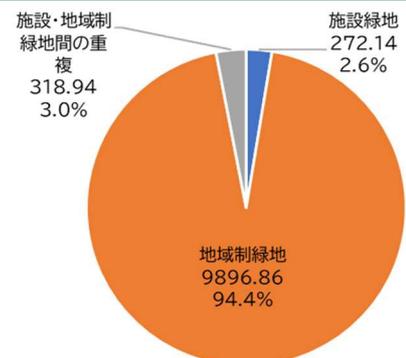


図 緑地の現況量

2. 緑の主な施策



第6章 共に取り組むみどりづくり



第1節 計画における各主体の役割

1. 市の役割

緑の保全と創出に関する施策を、市民・市民団体・事業者の理解と協力を得ながら推進します。また、市が市民・市民団体・事業者の橋渡し役を担い、リーダーシップを発揮することで、各主体が連携した取組みの促進を図るとともに、市民など他の主体が行う活動を支援するための体制づくりや制度の充実に努めます。

2. 事業者の役割

事業者は、企業のCSR活動としての公園や道路の清掃活動や樹林地の維持保全活動への参加、事業所など自己所有地の緑化の推進、市民や市民団体への支援などの役割を担っています。企業の持つノウハウや人材、資金を導入した緑豊かなまちづくりへの積極的な参加が求められています。

3. 市民の役割

緑豊かなまちづくりには、市民が中心的な役割を担っています。緑についての理解を深め、緑への慈しみと自然を大切にする心を育み、家庭や地域の緑化など様々な場面において、緑の活動に積極的に参加していくことが大切です。

4. 市民団体の役割

市民ボランティア団体やNPO法人などの団体は、市と連携して積極的に緑地保全や緑化推進活動を行うとともに、市民参加活動を通じて、緑に対する市民意識の向上を図ります。また、緑地保全や緑化推進活動に参加したいと考える市民に対しては、活動の受け皿としての役割を担っています。多くの市民がボランティア等に参加し、様々なフィールドで多くの団体が活動を行うなど、市民団体による緑の活動の活性化が重要です。



第2節 持続可能な緑の運営と協働による維持管理

1. 公園施設長寿命化計画の推進による公園管理の高度化

公園施設長寿命化計画とは老朽化が進む公園施設に対して、施設の長寿命化対策及び修繕・改築、更新等の計画を立てることで、都市公園のストックマネジメントの適正化を図るものです。本市では令和4年度に公園施設長寿命化計画を策定しており、計画的な維持・修繕を行っています。

現行計画の推進により計画的な維持管理は図れているものの、全ての公園を対象公園としていないため、今後老朽化する施設に対して、安心・安全な施設の供給を図るためには対象公園の拡充が求められます。

また、公園施設長寿命化計画はライフサイクルコストの縮減を中心とした考え方であるため、既存の公園に対するニーズへの対応や公園の適正配置等是对応していくためにも、パークマネジメント計画や公園ストック再編計画等の計画と整合を図ることが重要です。

表 現行計画の対象公園

名称	公園種別	供用開始年度 (年度)	供用面積 (ha)
吉弘公園	街区公園	1983	0.33
野口原公園	街区公園	1999	0.38
南原児童公園	街区公園	1983	0.20
東荘園児童公園	街区公園	1983	0.30
鶴見ヶ丘児童公園	街区公園	1982	0.24
浜脇公園	近隣公園	1983	1.18
北石垣公園	近隣公園	1983	1.98
鉄輪東公園(旧 大石公園)	近隣公園	2012	0.53
的ヶ浜公園	近隣公園	1983	1.58
上人ヶ浜公園	地区公園	2003	6.38
別府公園	総合公園	1995	27.29
実相寺中央公園	運動公園	2020	15.75
鉄輪地獄地帯公園(十万公園)	特殊公園	2023	0.50
鉄輪地獄地帯公園(展望公園)	特殊公園	2023	0.40
鉄輪地獄地帯公園	特殊公園	2023	7.40

長寿命化計画の対象とする都市公園等の設定

予備調査

健全度調査
緊急度判定

長寿命化計画の
策定

図 計画策定のフロー図

【施策を推進していくための目標】

【短期目標】

- ・ 定期的な健全度調査の実施
- ・ 現行の公園施設長寿命化計画の推進

【長期目標】

- ・ 対象公園の拡充
- ・ 公園再編計画との整合

2. 公園ストック効果向上に向けた取り組み

本市には大小合わせて177ヶ所の公園あります。供用が開始されてから30年以上経過した公園は6割以上を占めており、施設の老朽化が大きな課題となっています。また、これらの公園は整備された当初から大きく機能や配置は変わっておらず、現代のニーズに合わせた公園整備が求められています。

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、本市の総人口は2040年には10万人を下回ると予想されており、若い世代の人口増加や子育て・教育環境の向上、他地域からの転入促進等が求められています。

一方で本市の財政状況は楽観できる状況ではなく、限られた財政状況のなかで維持管理をしていくためにも、効率的な公園の維持管理が求められています。

これらの課題に対して対応していくためには選択と集中による効果的な維持管理が重要であり、人口減少や施設の老朽化に伴って、公園等の長期的に安定した維持管理や公園機能を維持していくためにも、パークマネジメント計画や公園ストック再編計画等を策定し、適正配置や用途変更に伴う効率的な利活用を検討します。

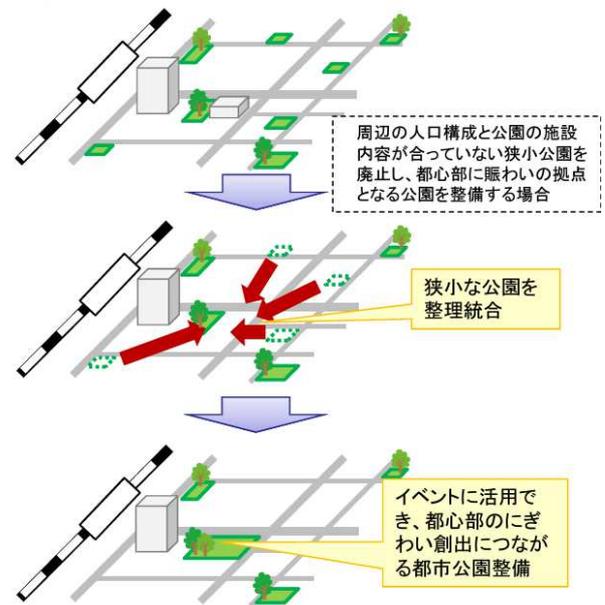


図 公園ストックの再編（立地の再編）

出典：国土交通省

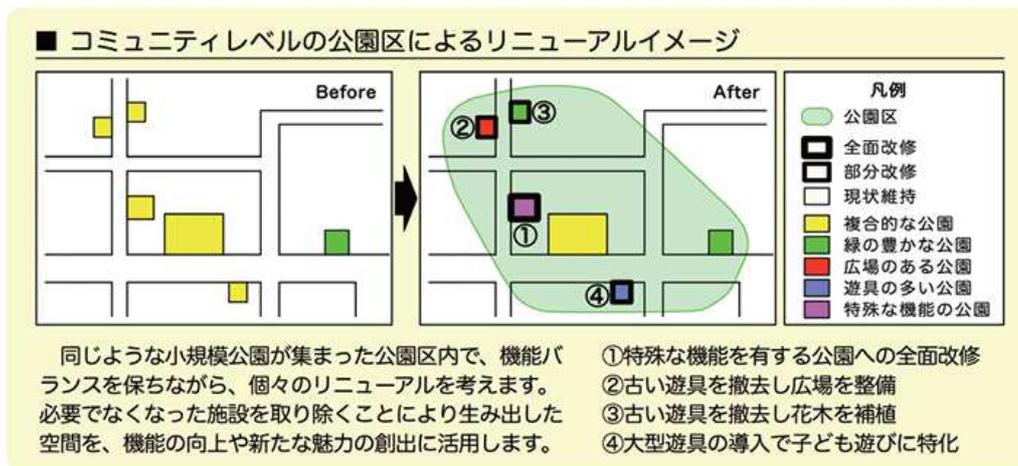


図 公園ストックの再編（機能の再編）

出典：武蔵野市公園・緑地リニューアル計画 2020 より

【施策を推進していくための目標】

【短期目標】

- ・ 市民ニーズ調査、公園ポテンシャル調査
- ・ 地域住民とのワークショップや意見交換会の実施

【長期目標】

- ・ パークマネジメント計画の策定
- ・ 公園ストック再編計画の策定

3. 公募設置管理制度（P-PFI）等の官民連携による公園の利活用

公募設置管理制度（P-PFI）とは平成 29 年の都市公園法改正により新たに設けられた制度のことです。

飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定し整備・管理することができます。



図 P-PFI により整備された別府公園の飲食店

従来の行政主体の公園整備に比べ、行政の費用負担の縮減や公園の利便性・魅力の向上、事業者の投資促進等のメリットがあるため、本市のような人口減少が進み、財政制約等も深刻化する中で、公園施設を適切に更新し、都市公園の質を向上させることが期待できるため、本制度の広く活用されることが求められています。

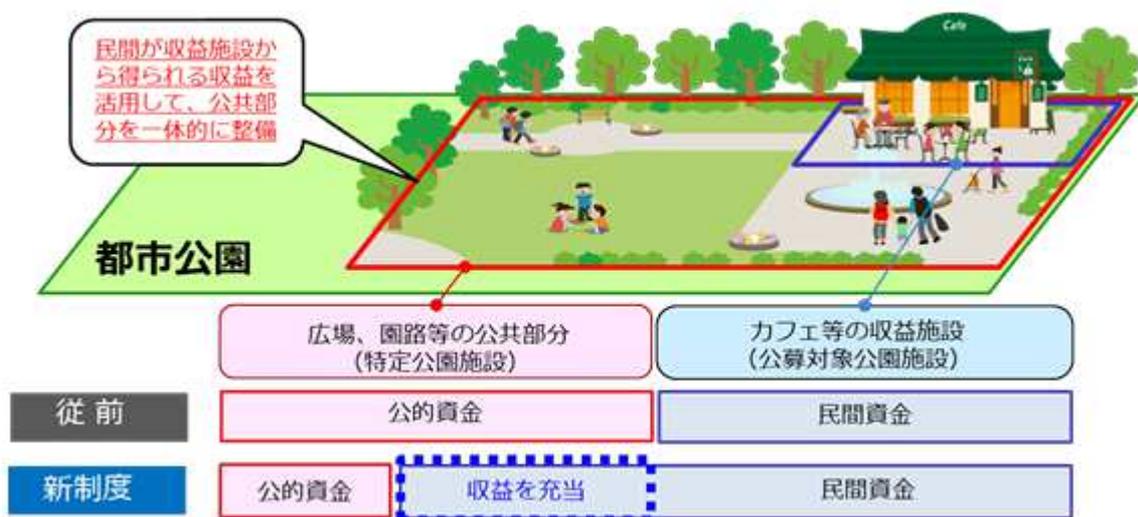


図 P-PFI 活用のイメージ

出典：国土交通省

【施策を推進していくための目標】

【短期目標】

- ・ 市民ニーズ調査、公園ポテンシャル調査
- ・ マーケットサウンディング

【長期目標】

- ・ 官民連携による公園整備の拡充
- ・ 官民連携による公園の維持管理

第3節 安全・安心なまちづくりの推進

1. 子育て支援に向けた緑のまちづくり

防犯カメラの整備検討

子どもたちが安心して過ごせる公園づくりとしていくために、公園内等に防犯カメラの整備を検討します。整備に当たっては、近隣住民や利用者との意見交換を行いながら整備を検討します。

公園愛護会やボランティア団体等の協働による子どもの見守り体制の整備

子どもたちが安心して公園を利用するためには、行政だけでなく地域住民の方々やボランティア団体等との協働による見守りが重要です。大人の目が届きやすい環境に整えることで、不審者に気づき、安心して公園を利用できる環境づくりを推進します。

また、声掛け運動等を通して、子どもと高齢者が交流する場が形成され、公園がコミュニケーションの場となるような環境づくりを推進します。

安全・安心な公園づくり

公園は子どもたちが健全な心身の発達を育む場所であり、非常に重要な役割を果たしています。公園が安心して遊べる空間をするためにも、公園整備・運営に当たっては下記の点に留意し整備を行うことで子育て機能の向上を推進します。

- ・防犯性向上の観点から見通しの悪い公園の樹木の撤去・剪定・植替え
- ・公園ルールの柔軟化による利用者へのサービス向上
- ・トイレの洋便器化

インクルーシブデザインを取り入れた公園整備

公園は誰もが平等に利用でき一緒に一緒に楽しむことが重要です。公園整備に当たってはインクルーシブデザインを取り入れた公園整備を推進することで障がいの有無や年齢・性別等に関わらず誰もが利用できる公園整備を推進します。

2. 少子高齢化対応に向けた緑のまちづくり

公園施設のバリアフリー化

市街地における高齢者等の快適かつ安全な移動を確保するために、高齢者等の利用に配慮した公園施設の整備を行い、都市公園における公園施設のバリアフリー化を推進します。